

平成 31・32 年度建設工事入札参加資格審査申請書 (町内業者追加様式) 記入要領

この申請書は、短期間に受付、審査、決定等の作業を完了しなければなりませんので、基本となる申請書等の作成にあたっては、下記の事項について不備、疎漏のないように作成してください。なお、記載事項は毎年 12 月 31 日（技術者等については申請日現在）を基準にしてください。（書類不備の場合は受付できません。）

町内業者の方は、必ず建設デザイン課に持参し、事前のチェックを受けてください。

1 関係書類

(1) 工事経歴書（別記 1）

- ・直前 1 ヶ年の事業年度（個人の場合は、前年 1 月 1 日から 12 月 31 日）までに完成したものを工事の種類別、内子町工事、官公庁工事、民間工事別に別紙に記載すること。
- ・元請、下請の区分を記載すること。

(2) 技術者名簿（別記 2）

- ・建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号のイ、ロ又はハに該当する者で申請時現在に常時雇用されている技術職員を記入すること。（法人の場合は代表者及び常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）
- ・実務経験のみの技術者（経審届出者に限る）については、どの業種に何年の実務経験があるかを記載すること。
- ・監理技術者資格者証の保有の有無を記載すること。
- ・希望する建設業の種類を記載すること。（複数記載可）

～ 添付書類 ～

- ①技術検定合格証明書等、資格を証明できる書類の写しを添付すること。
- ②経営事項審査（以下「経審」という。）審査時に許可行政庁に提出した技術者職員名簿（許可行政庁の受付印があるもの）を添付すること。（但し申請後に職員が減員している場合は名簿の当該職員名を見え消しで削除すること。）
- ③公的機関が発行する雇用関係が証明できるものを添付すること。（社会保険証、雇用保険証、源泉徴収票等の写し）
- ④監理技術者に該当するものは監理技術者資格者証の写し（表・裏）を添付すること。

(3) 現場代理人名簿（別記 3）

- ・現場代理人として配置できる者を記載すること。
- ・技術職員名簿に記載の技術職員以外の者を記載すること。

～ 添付書類 ～

- ①公的機関が発行する雇用関係が証明できるものを添付すること。（社会保険証、雇用保険証、源泉徴収票等の写し）

(4) 従業員調（別記 4）

- ・職員数は技術職員とそれ以外に区分して記載すること。
- ・名簿に記載する者は、技術者名簿・現場代理人名簿に記載した者以外の者を記載するこ

と。

- ・技術者以外の職員についても、**雇用関係の証明できる書類**を添付すること。

(5) 工事成績に関する調査表（別記5）

- ・内子町発注工事について、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に工事成績評点の通知を受けたものについて、工事業種ごとに作成し提出すること。

(6) 地域貢献に関する証明

- ・災害時応援協力に関する協定 → 内子町との協定書写し（現時点での協定無し）
- ・里親制度等に関する協定 → 国、県、内子町との協定書写し（町との協定無し）
- ・災害ボランティア活動実績 → 実施機関の証明書（様式第1号）

※過去2年以内の実績のものに限る。（平成29年1月1日～平成30年12月31日）

(7) 障害者雇用

- ・法定雇用率を達成している者 → 障害者雇用状況報告書の写し

(8) 内子町発注工事請負にかかる営業所専任技術者報告書

- ・建設業許可の申請書類のひとつである「専任技術者証明書」を添付すること。

(9) ISO認証取得証明書

2 申請内容の変更について

下記事項に変更が生じたときは、速やかに変更届及び添付書類を提出してください。

変更事項	添付書類	写しの可否
住所	・登記事項証明書（法人） ・位置図 ・事務所の写真	写可
商号又は名称	・登記事項証明書（法人）	写可
代表者	・住民票 ・登記事項証明書（法人） ・身元証明書（個人）	写可
許可事項又は登録事項	・許可証又は登録証	写
技術者の増減	・技術者名簿 ・雇用関係の証明できるもの （社会保険証等）	原本 写可
技術者の資格	・合格証等 ・技術者名簿	写可
営業所専任の技術者	・専任技術者証明書	写
現場代理人の増減	・現場代理人名簿 ・雇用関係の証明できるもの （社会保険証等）	原本 写
使用印鑑又は実印	・使用印鑑届（任意様式）	原本
連絡先（TEL・FAX等）		

※許可行政庁へ変更届を提出するときに受け取る変更届の控え（受付印があるもの）の写しを提出して下さい。